

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

## 1 簡易自動消火装置等

### (1) フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置

「神戸市火災予防規則（昭和37年6月規則第34号）第5条第4号の規定に基づき、フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置の技術上の基準を定める件」（昭和57年7月1日神戸市消防告示2号）及び「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」（平成5年12月10日消防予第331号消防庁課長通知）によること。

### (2) 住宅用自動消火装置

「住宅に設ける自動消火装置について」（平成6年3月9日消防予第53号消防庁予防課長通知）によること。

## 2 総合操作盤

省令第12条第1項第8号の規定によるほか、次によること。

ア 機器は、平成16年消防庁告示第7号に適合したものであること。また、監視操作等については、平成16年消防庁告示第8号によること。

なお、防災センター要員の迅速、的確な監視、操作等を考慮し、卓型式又は卓と列盤の併用形式とすること。

イ 省令第12条第1項第8号ハにおいて、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するものは、スプリンクラー設備等の自動消火設備と放送設備が併設されている防火対象物とする。

ウ 政令第29条の4第1項の規定に基づき、特定共同住宅等において通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を設置した場合又はその他の防火対象物で、政令第32条を適用し、集中監視すべき消防用設備等が少なく、自動火災報知設備の受信機で当該防火対象物の火災の発生状況が十分把握できる場合は、政令第32条を適用し、総合操作盤の設置を免除して差し支えない。

## 3 防災センター

### (1) 適用対象等

防災センターは次のア～ウのいずれかに該当する防火対象物に設置されるものであること。

ア 政令別表第1(1)項から(6)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの。

(ア) 延べ面積50,000㎡以上

(イ) 地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積30,000㎡以上

イ 政令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積1,000㎡以上であること。

ウ 政令別表第1(1)項から(6)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもので、かつ、総合操作盤（総合操作盤の基準を定める件（平成16年消防庁告示第7号）に定めるものをいう。）が設置されているもの。

(ア) 地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が10,000㎡以上

(イ) 政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(6)項イに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上であり、かつ、延べ面積が20,000㎡以上

(ウ) 地階の床面積の合計が5,000㎡以上



西日本防災システム

NISHINOH BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



## (2) 防災センターの位置、構造、面積は次によること。

## ア 位置

- (ア) 避難階に設けること。避難階以外の階に設けた場合は当該防災センターから直接地上に通ずる専用の直通階段を設けること。なお、止むを得ない事情で、地階に設ける場合は、浸水対策及び消防無線を利用するに当たり支障がないような措置を講じること。
- (イ) 防災センターに設けられる直接地上に通ずる出入口は、防災センター要員の避難に使用するものであり、かつ、消防隊の防災センターへの進入経路にも使用するため、当該出入口は、道又は道に通ずる幅員1メートル以上の通路に面しているものであること。
- (ウ) 非常用エレベーターの乗降ロビー及び特別避難階段と容易に連絡できること。

## イ 構造

- (ア) 他の部分と防火区画し、要員の仮眠、休憩をする部分が有る場合は当該部分とも防火区画をすること。
- (イ) 換気、空調は専用の設備であること。
- (ウ) 2以上の出入口を設け、うち1以上の出入口は、直接地上に通ずること。
- (エ) 漏水、浸水に対して適切な防水措置が講じられていること。
- (オ) 照明設備には、有効な照度（床上80cmの位置で500ルクス以上）が確保できるよう非常電源を附置（1時間以上）すること。
- (カ) 前(オ)により設ける非常電源は、省令第12条第1項第4号の規定の例によること。

## (3) 面積

- ア 消防法施行規則第12条第1項第8号に掲げる建築物にあつては、平常時の監視、制御または災害時の活動に支障のない広さ（50㎡以上）とすること。ただし、集中監視すべき消防用設備等が少なく、自動火災報知設備の受信機で当該建築物の火災の発生状況が十分把握できる場合は除く。
- イ 火災予防条例第50条の4の5の規定に基づく総合操作盤に類する制御盤等を設置した建築物（共同住宅は除く）にあつては30㎡以上とすること。

## (4) 設備

防災センターには、総合操作盤（平成16年消防庁告示第7号）を設置すること。また、防災センターに設置する総合操作盤は卓式とし、卓上には放送設備、非常電話、火災通報装置を設置すること。ただし、火災通報装置については設置された場合に限る。

